

申立時に必要な収入印紙・郵便切手等一覧表(主なもの)

札幌家庭裁判所(本庁) R6. 10. 1現在

郵便切手又は郵便料(現金等)については、当事者多数の場合及び事案により、増額又は減額して提出していただくことがあります。
 なお、現金を郵送する方法で納めることはできません。現金による納付方法は、事前に家庭裁判所にお問い合わせください。

事 件 名 (審 判)	収入印紙	郵便切手										合計(円)	郵便料(円) ※郵便切手ではなく現金等で納付する場合(事前の問い合わせが必要。現金の郵送不可)	登 記 用 収入印紙	官報公告料 (申立時持参不要)
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円					
後見開始	800円	2	1	15		4		2				3240	3500	2600円	
保佐開始	800円	4	1	15		4		2				4240	4500	2600円	
補助開始	800円	4	1	15		4		2				4240	4500	2600円	
保佐人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円		1	8								1230	1500	1400円	
※開始審判と同時申立の場合は不要															
補助人の同意を要する行為の定め (民13(1)の範囲内)	800円		1	8								1230	1500	1400円	
※開始審判と同時申立の場合は不要															
補助人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円		1	8								1230	1500	1400円	
※開始審判と同時申立の場合は不要															
未成年後見人選任	800円	2		12		1		1				2390	2500		
成年後見人等の選任	800円		1	8		1		1				1300	1500		
成年後見監督人等の選任	800円	2	1	7								2120	2200		
成年後見人等の辞任	800円	2	1	7								2120	2200	1400円	
成年後見人等の解任	800円	2	1	7								2120	2200		
居住用不動産の処分許可	800円			1								110	(郵便切手のみ)		
郵便物等の配達嘱託・その取消変更	800円	2		4								1440	(郵便切手のみ)	(嘱託先が1増えるごとに110円を追加)	
火葬等の契約、相続財産保存行為許可	800円			1								110	(郵便切手のみ)		
成年後見人等に対する報酬付与	800円			1								110	(郵便切手のみ)		
任意後見監督人選任	800円	2	1	15		4		2				3240	3500	1400円	
不在者財産管理人選任	800円	2		8		1		1				1950	2000		
権限外行為(不在者財産管理人)	800円			1								110	(郵便切手のみ)		
失踪宣告	800円	2		21								3310	切手と同額		4816円
子の氏の変更	800円			1								110	切手と同額		
子の人数×110円(さらに追加の場合あり)															
養子縁組	800円			5								550	切手と同額		
死後離縁	800円	2		6								1660	切手と同額		
(1)特別養子適格の確認(第1段階の審判)															
①養親となる者の申立ての場合	0円	4		9								2990	切手と同額		
②児童相談所長の申立ての場合	800円														上記内訳に加え住所が判明している実父母1人につき500円×2、110円×2を追加
(2)特別養子縁組の成立 (第2段階の審判)	800円	4		9								2990	切手と同額		
特別代理人選任(後見関係)	800円			6								660	(郵便切手のみ)		
特別代理人選任(未成年者関係)	800円			6								660	切手と同額		
さらに追加の場合あり															
扶養義務の設定	800円			5								550	切手と同額		
申立人以外が候補者の場合は500円×2、110円×7を追加															
氏の変更	800円	2		5								1550	切手と同額		
名の変更	800円			3								330	切手と同額		
就 籍	800円	2		13								2430	切手と同額		
戸籍訂正	800円	2		12								2320	切手と同額		
申立人が増えるごとに500円×2、110円×2を追加															
性別の取扱いの変更	800円	2		6								1660	切手と同額		
保護者選任	800円			3								330	切手と同額		
申立人以外が候補者の場合は110円を追加															
保護者の順位変更	800円			3								330	切手と同額		
申立人以外が候補者の場合は500円×2、110円×2を追加															
保護者の改任	0円			6								660	切手と同額		
相続の承認・放棄の期間延長	800円			3								330	切手と同額		
札幌の弁護士がついている場合は切手不要。札幌以外の弁護士がついている場合は110円×1															
限定承認	800円			3								330	切手と同額		
札幌の弁護士がついている場合は切手不要。札幌以外の弁護士がついている場合は110円×1															
相続放棄	800円			1								110	切手と同額		
札幌の弁護士がついている場合は切手不要															
相続財産清算(管理)人選任	800円	2		8		1		1				1950	2000		5075円 ※管理人選任の場合は官報公告料不要
権限外行為(相続財産清算(管理)人)	800円			1								110	(郵便切手のみ)		
特別縁故者に対する財産の分与	800円	4		4								2440	2500		
遺言の確認	800円	2		11								2210	切手と同額		
遺言書検認	800円			1								110	切手と同額		
×申立人・相続人・知れたる受遺者の人数															

事 件 名 (審 判)	収入印紙	郵便切手								合計(円)	郵便料(円) ※郵便切手ではなく現金等で納付する場合の額(事前の問い合わせが必要。現金の郵送不可)	登記用 収入印紙	官報公告料 (申立時持参不要)	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円					10円
遺言執行者選任	800円	2			8						1880	切手と同額		
遺言執行者報酬付与	800円				1						110	切手と同額		
遺言執行者の解任	800円	2			3						1330	切手と同額		
		上記に相続人数×110円を追加												
遺言執行者辞任許可	800円				6						660	切手と同額		
推定相続人廃除	800円	4			14						3540	切手と同額		
遺留分放棄許可	800円				3						330	切手と同額		
遺留分の算定に係る合意の許可	800円	2			3						1330	切手と同額		
		上記に申立人を除く推定相続人全員分×上記同額(1330円)を追加												

事 件 名 (調 停)	収入印紙	郵便切手										合計(円)	郵便料(円) ※郵便切手ではなく現金 等で納付する場合の額(事 前の問い合わせが必要。 現金の郵送不可)	備 考
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
夫婦関係調整	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
慰謝料	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
親族関係調整	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
離縁	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
遺留分減殺 (遺留分侵害額・物件返還請求)	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
婚姻費用分担	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
養育費	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
子の監護者の指定	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
子の引渡し	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照 子の監護者の指定と一緒に1通 で申し立てる場合は郵便切手不 要
面会交流	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
財産分与	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
祭祀承継者の指定	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
親権者変更	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
扶養	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
遺産分割	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)2参照
		相手方が1人増すごとに上記同額(1000円)を追加												
寄与分	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)1参照
特別の寄与に関する処分	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合→注)2参照
		相手方が1人増すごとに上記同額(1000円)を追加												
養子縁組無効	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
協議離婚無効確認	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
嫡出否認	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
親子関係不存在確認	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
認知	1200円			1	6			3		4		1000	1000	
請求すべき按分割合に関する処分(離 縁後に請求する場合)	1200円			1	6			3		4		1000	1000	審判の場合以下を追加 郵便切手:1220円×告知者数 郵便料:1500円×告知者数

注1) 審判の場合は、郵便切手がさらに「1220円(内訳:500円×2、110円×2)×告知者数+(110円×4)」が必要となります。また、郵便料はさらに1500円×告知者数が必要となります。

注2) 審判の場合は、郵便切手がさらに「1220円(内訳:500円×2、110円×2)×告知者数」が必要となります。また、郵便料はさらに1500円×告知者数が必要となります。

事 件 名 (訴 訟)	収入印紙	郵便切手										合計(円)	郵便料(円) ※郵便切手ではなく現金 等で納付する場合の額(事 前の問い合わせが必要。 現金の郵送不可)	備 考		
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円						
離婚		8			20	4	6			15	20	7400	7000	※札幌の弁護士が原告代理人となる場合 合計 4850円 (内訳) 500円 6枚 110円 10枚 100円 2枚 50円 5枚 20円 10枚 10円 10枚	※札幌の弁護士が原告代理人となる場合 5000円	
婚姻の無効及び取消し	[離婚請求(算定不能=160万円相当)収入印紙13000円+附帯処分1件につき1200円]	8			20	4	6			15	20					
協議離婚の無効及び取消し		8			20	4	6			15	20					
婚姻関係の存否確認		8			20	4	6			15	20					
嫡出否認		8			20	4	6			15	20					
認知・認知の無効及び取消し		8			20	4	6			15	20					
父を定めることを目的とする訴え		8			20	4	6			15	20					
親子関係・養親関係存在・不存在確認		8			20	4	6			15	20					
養子縁組の無効及び取消し		8			20	4	6			15	20					
離縁・協議離婚の無効及び取消し		8			20	4	6			15	20					
人訴の原因事実によって生じた損害賠償 (不貞相手に対する慰謝料)		訴額による	8			20	4	6			15					20

事 件 名 (控訴・即時抗告)	収入印紙	郵便切手										合計(円)	郵便料(円) ※郵便切手ではなく現金 等で納付する場合の額(事 前の問い合わせが必要。 現金の郵送不可)	当事者の数
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
人事訴訟事件	原審の1.5倍	8			8	6	4			4	4	5800	5000	2名
審判事件	審判事件で納付した額の1.5倍	4			11	7	3			3	5	4170	4000	2名

注1) 訴訟代理人弁護士の有無を考慮することを要しない。

注2) 控訴事件は1名増すごとに郵便切手は計2630円を追加(内訳500円×4、110円×2、100円×3、50円×1、20円×2、10円×2)、郵便料は3000円を追加

注3) 即時抗告事件は1名増すごとに郵便切手は計1640円を追加(内訳500円×2、110円×4、100円×1、50円×1、10円×5)、郵便料2000円を追加